

(新)

第9号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立武道館の使用料の還付については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第11条ただし書の規定に基づき、次のとおり決定しました。

利用する予定であった施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用する予定であった日時	許可番号 第 号 年 月 日 午前・午後 時 分から 日間 年 月 日 午前・午後 時 分まで					
正規の使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
納付済みの使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
還付する使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円

備考 2部複写とし、1部を請求者に交付し、1部を控えとします。